

評価結果の政策への反映状況報告書

平成16年9月1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課
名称	広報活動の推進
評価の概要	<p>ホームページの改訂件数及びアクセス件数共に増加している。特にアクセス件数は前年度に比して74万件増と大幅に増加している。</p> <p>法務省見学の受入件数及び見学者数共に増加している。これらの見学者に対しては、見学に関するアンケートを行い、その結果を反映させて、より分かりやすい業務説明等となるように努力している。</p> <p>法の日週間については、各種行事の実施件数が減少したが、これは行事のマナー化を防ぐために企画の見直しを行うなどして、行事の集約化等を図った結果であると推測される。また、参加者についても減少しているが、天候等が影響したのではないかと推測される。今後は、裁判員制度等一般国民の興味を喚起するような行事を企画するなどして、参加者数の増大を図ることとしたい。</p> <p>平成15年1月に新たに発刊した法務省の国民向け広報誌である「法務省だより・あかれんが」の国民への配布数の増加に関しては、平成16年度から、前年度比較を行うこととしている。</p>
評価結果に基づく措置状況	1.これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの 該当なし
	(3) その他
	<p>取組を行った時期： ア 平成16年5月28日 イ 平成16年8月19日</p> <p>具体的内容 ア より分かりやすく使いやすいホームページとするために、トップページのデザインを一新するとともに、平成16年5月に成立した裁判員制度を紹介するコーナーや法務省の動きを写真で紹介するコーナー等を新設した。 イ 法の日週間の行事については、所管各庁に対し、裁判員制度に関する広報を重点的に実施するよう指示した。</p>
	2.今後の予定
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) ホームページの改善 (検察機能の向上等) より多くの国民が「法務省だより・あかれんが」を入手できるように、所要の見直しを図る (取組時期等については未定)
	3.その他 該当なし
備考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房秘書課
名称	行政手続のオンライン化の推進
評価の概要	<p>平成 15 年度の目標値 147 に対するオンライン化終了手続数は 181 であった。実績値が目標値を上回った理由は、当初 1 件の手続として目標値に計上していた手続が、オンライン化に当たり、申請様式の違いなどから複数の手続に分割したほか、法改正により新たに手続が生じたことなどの理由によるものであり、目標値である 147 の各手続については、1 手続を除いてオンライン化が終了している。</p> <p>15 年度に実現できなかった「公益法人等有する未利用地の供用計画の確認」手続は、地価税法第 6 条第 2 項第 2 号イ及びロを根拠としているため、オンライン化に当たっては引き続き制度官庁（財務省）との調整が必要である。</p> <p>評価結果のとおり、当初目標値より実績値が上回ったこと、平成 15 年度に実現できなかった 1 手続を今後オンライン化する手続数に加えるため、基本目標の数値を見直す必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(3) その他 該当なし</p>
	<p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 法務省オンライン申請システムを利用して新たにオンライン化する手続について、法務省の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 15 年法務省令第 11 号）を年度内に改正する予定</p> <p>(2) その他（具体的内容・取組予定時期） 該当なし</p>
	<p>3. その他 該当なし</p>
備考	<p>オンライン化に当たりシステム整備が必要な手続については、各手続を所管する部局の施策の中で平成 17 年度概算要求を行っている。</p>

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房人事課
名 称	女性職員の採用・登用の拡大の推進
評価の概要	<p>平成 15 年度に講じた以下 ~ の各施策の効果はそれぞれ生じており、各施策は各指標の目標値等の達成及び基本目標に貢献していると評価できる。</p> <p>採用の拡大に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省ホームページへの女性受験者向け専用ページの開設 ・ 採用パンフレットへの女性職員のメッセージの掲載 ・ 業務説明会への女性職員の派遣 ・ 採用事務担当者への女性職員の配置 <p>登用の拡大に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識啓発などのための女性職員意見交換会の実施及び結果の周知 ・ 女性職員の職域の拡大 ・ 女性職員研修への派遣 ・ 各種会同における女性職員の採用・登用の拡大についての周知徹底 <p>勤務環境の整備等に資するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過勤務の縮減の周知 ・ 男女共同参画の実現に向けての意識啓発 ・ 育児休業取得職員の代替職員の確保 <p>平成 16 年度は、平成 17 年度の評価総括に向けて、法務省が策定した女性職員の採用・登用の拡大計画に基づき、平成 15 年度において講じた施策を中心に取り組むとともに、勤務環境の整備等については、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく特定事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の施策と密接に関係するものであるため、行動計画と連携して取り組むこととする。</p> <p>なお、講じた政策が効果的であるかの測定を行うために、施策対象者の感想を集めるなどの方策を講じ、より効果的な施策の実施に努めることとしたい。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(3) その他 評価結果を踏まえ、平成 15 年度に講じた施策のほか、以下のような措置を講じた。</p> <p>-----</p> <p>取組を行った時期： 平成 16 年 4 月 ~</p> <p>具体的内容 採用の拡大に資するもの 平成 16 年 4 月の各省庁人事担当課長会議申合せに基づき、平成 16 年 9 月に「女性のための業務説明会」を初めて実施することとし、法務省ホームページ、法務省広報誌「あかれんが」及び「男女共同参画推進本部ニュース」への掲載、各大学就職課等への案内送付等の広報活動を積極的に行い、女性の種職採用試験志望者の参加を募った。 また、採用の拡大のために平成 15 年度に講じた施策が効果的であるかの測定を行うため、種職採用試験の法務省業務説明会などの場でアンケートを実施し、結果を踏まえた上で、より効果的な施策の実施のための分析を行った。</p> <p>-----</p> <p>取組を行った時期： 平成 16 年 7 月</p> <p>具体的内容 登用の拡大に資するもの 登用の拡大のために平成 15 年度に講じた施策が効果的であるかの測定を行うため、法務省勤務女性職員による意見交換会を平成 16 年 7 月に実施した。</p> <p>-----</p> <p>取組を行った時期： 平成 16 年 6 月 ~</p>

具体的内容 勤務環境の整備等に資するもの
 行動計画策定のために、法務省職員を対象とするアンケート調査（対象人数約2,500名）及びヒアリング調査（計6回）を実施し、妊娠中及び出産後における配慮，子どもの出生時における父親の休暇の促進，育児休業等を取得しやすい環境の整備等，次世代育成支援に関する職員の意識や実態を把握し，行動計画策定のための分析・検討を行った。

2.今後の予定

(1) **法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期)**
 該当なし

(2) **その他 (具体的内容・取組予定時期)**
 今後も引き続き，平成15年度に講じた施策を中心に，女性職員の採用・登用の拡大のための施策を積極的に講じていくこととする。
 特に，採用の拡大については，上記1(3)のとおり，女性のための業務説明会を平成16年9月に開催し，法務省女性職員が職場の様子や仕事のやりがい等について説明することを通じ，意欲と能力のある女性を法務省に誘致するための取組を行う。
 また，勤務環境の整備等については，上記1(3)のとおり，職員の仕事と家庭の両立支援，働き方の見直し等に関する行動計画を平成16年度中に策定し，取り組むこととする。

3.その他 該当なし

備 考

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力
評価の概要	<p>専門家派遣依頼に対する達成度は100%である。研修依頼については、平成15年度はなかった。</p> <p>派遣専門家は、刑務所整備、少年院整備及びリマンドホーム（少年拘置施設）等の整備に係るプロジェクトに助言、指導を行っており、特にチェンマイ中央刑務所は、元専門家が提案した大規模刑務所計画案の基本コンセプトが採用され、現専門家が実施に向けての指導を行う等、実績を生かした活動が行われている。</p>
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの： 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの： 該当なし
	(3) その他
	<p>取組を行った時期： 平成16年度</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>具体的内容 タイ王国法務省少年観察保護局次長ほか2名のカウンターパート研修の依頼を受け、8月26日から9月24日までの予定で、「矯正施設の施設管理手法について（処遇と一体となった矯正施設の計画）」をテーマに、研修を実施中である。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>取組を行った時期： 随時</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>具体的内容 国際協力に対する業務能力を向上させるため、プロジェクトサイクルマネジメント（PCM）研修（（財）国際協力高等教育機構が行っている研修で、開発援助プロジェクトの「計画」「実施」「評価」という一連のサイクルに対する運営管理手法を学習する。）等を通じ、将来の派遣要請に対応できるよう適切な人材の育成に努めている。</p>
2. 今後の予定	
(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期） 該当なし	
(2) その他（具体的内容・取組予定時期） 現在、タイ王国法務省へ派遣している専門家は、本年9月24日までが派遣期間となっている。 今後、派遣期間の延長、あるいは新たな派遣依頼があれば、対応する予定としている。	
3. その他	
今後積極的に対応し、国際協力を推進していく予定である。	
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名 称	国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進
評価の概要	<p>(1) 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施 ... 目標を達成することができた。</p> <p>(2) 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催 ... 目標を達成することができた。</p> <p>(3) 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加 ... おおむね，目標を達成することができた。</p> <p>国際研修は，目標を達成することができたが，さらに，国別支援研修の対象国を，真に支援の必要に迫っている国に見直す必要がある。</p> <p>また，国際会議の開催や参加についても，目標を達成することができたが，平成 17 年度に開催される「犯罪防止及び刑事司法に関する第 11 回国際連合会議（コンGRESS）」の開催後に，同会議の結果をフォローアップする会議を開催するとともに同会議を受けて開催される国連専門家会合への参加することを目指す。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>事業等名： タイ汚職防止支援研修</p> <p>予算額 (千円)： 2, 312 千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 タイにおいては，汚職が重大な問題となっていることから，我が国に対し，汚職防止のための支援要請が熱心になされているところであり，当該ニーズに応じて新規研修を立ち上げるため，所要の経費を平成 17 年度概算要求において要求した。</p> <p>-----</p> <p>事業等名： 犯罪防止及び刑事司法に関する第 11 回国際連合会議等出席及び同会議のフォローアップ専門家会議の開催</p> <p>予算額 (千円)： 15, 554 千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 平成 17 年度に開催される「犯罪防止及び刑事司法に関する第 11 回国際連合会議（コンGRESS）」に出席し，同会議の開催後に，同会議の結果をフォローアップする会議を開催するとともに，同会議を受けて開催される国連専門家会合へ参加する必要があるため，所要の経費を平成 17 年度概算要求において要求した。</p> <p>(3) その他 該当なし</p> <p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 新規要求に加え，引き続き基本目標の達成のために，犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑</p>

	<p>事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施，国際的な刑事司法の現状や実態の分析により，刑事司法運営のより効果的な方策を探求するための国際会議の開催及び国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加などを実施する。</p>
	<p>3.その他 該当なし</p>
<p>備 考</p>	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	法務総合研究所
名称	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進
評価の概要	<p>(1) 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施 ... 支援対象国側の国内事情により、達成率が80%にとどまった。</p> <p>(2) 諸外国の法制等の調査研究の実施 ... 目標を達成することができた。</p> <p>(3) 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催 ... 目標を達成することができた。</p> <p>(1)については、各国からの法整備支援に関するニーズ調査を十分に行い、より効率的な研修実施体制の構築に努めるとともに、新しいニーズに基づいた国際研修やセミナーの実施を企画する。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの 該当なし</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>事業等名： インドネシア法整備支援研修</p> <p>予算額 (千円)： 4,468千円</p> <p>具体的内容 インドネシアにおいては、民事訴訟制度の適正な運用や判例の整備・公開、効果的な訴訟運営及びこれに必要なノウハウの提供、並びに経済関連法の適切な運用を行える人材を育成することが急務であり、そのため、同国から司法関係者に対する研修の実施を強く要請されているところ、当該ニーズに応じて新規研修を立ち上げるため、所要の経費を平成17年度概算要求において要求した。</p> <p>事業等名： ウズベキスタン法整備支援研修</p> <p>予算額 (千円)： 4,222千円</p> <p>具体的内容 ウズベキスタンにおいては、各法律間の整合性の確保、法改正及び立法技術の提供、判決執行や登記制度に関する法律を整備し、かつこれを適正に執行できる能力を醸成することなどが急務であり、そのため、同国から司法関係者に対する研修の実施を強く要請されているところ、当該ニーズに応じて新規研修を立ち上げるため、所要の経費を平成17年度概算要求において要求した。</p> <p>事業等名： カンボジア民法・民事訴訟法フォローアップセミナー</p> <p>予算額 (千円)： 3,065千円</p> <p>具体的内容 カンボジアから、2003年に我が国から同国へ引き渡された民法草案及び民事訴訟法草案の基本原則の周知に関する支援を要請されているところ、そのニーズに応じ、同国に当所教官を派遣してフォローアップセミナーを開催し、可能な限り多くの法律専門家に民法・民事訴訟法の基本原則とその運用方法について周知させるため、所要の経費を平成17年度概算要求において要求した。</p> <p>(3) その他 該当なし</p>

	<p>2.今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 新規要求事項に加え、引き続き基本目標の達成のために、国際研修の実施、諸外国の法制等の調査研究の実施及び法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催などを実施する。</p> <p>3.その他 該当なし</p>
備 考	